オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和８年 11 月５日
独立行政法人都市再生機構
総務部長　田原　浩幸

１　業務概要等

（１）業務件名

尾張北部地域及び江南市の郊外再生に資する情報収集及び整理等業務

（２）業務の特質・数量等

仕様書による

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和８年 12 月 18 日まで

（４）納入場所

〒231‐8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地１　横浜アイランドタワー（５階総合受付）
独立行政法人都市再生機構　ビジネスコミュニケーション部企画課

（５）見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

２　参加資格

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

（２）見積書提出時において、当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分が「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

（３）全体作業管理責任者、現場責任者に「平成 28 年度以降に完了した、郊外部※A における公的機関等※B の都市計画・まちづくり関連の計画に関する検討業務の実務経験を有する者」※C をあてること。

※A：「郊外部」とは、都市部に隣接する地域であり、都市部へのアクセスが良く、いわゆるベッドタウンと言われる地域をいう。

※B：「公的機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の法人を含む）、または公益法人をいう。

※C：実務経験を有する者とわかる資料については、入札書と同封し提出すること。

（４）公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（５）暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

（６）本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

※オープンカウンター方式について
（https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html）

3　見積書の提出場所等

（１）見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒231‐8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地１　横浜アイランドタワー（５階総合受付）

※５階入札室前オープンカウンター専用見積書投函箱に投函すること。

独立行政法人都市再生機構　総務部会計課

電話　045‐650‐0189

（２）見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限：令和８年 11 月 11 日（水）　16 時 00 分

②提出方法：持参（上記（１）のとおり）又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。この場合、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きのうえ、（１）の当機構会計課宛に送付すること。

③見積合せの日時：見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立ち合いは求めない。

4　その他

（１）契約保証金　　免除

（２）契約書作成の要否　　要（別紙「請書」による。）

（３）見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反し

た見積りは無効とする。

（４）契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規則第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

（５）競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記３（２）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

（６）仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構　ビジネスコミュニケーション部　企画課

電話　045‐650‐0451

以　上

見　積　書

金　　円也（税抜）

ただし、尾張北部地域及び江南市の郊外再生に資する情報収集及び整理等業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印※１

独立行政法人都市再生機構
総務部長　田原　浩幸　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

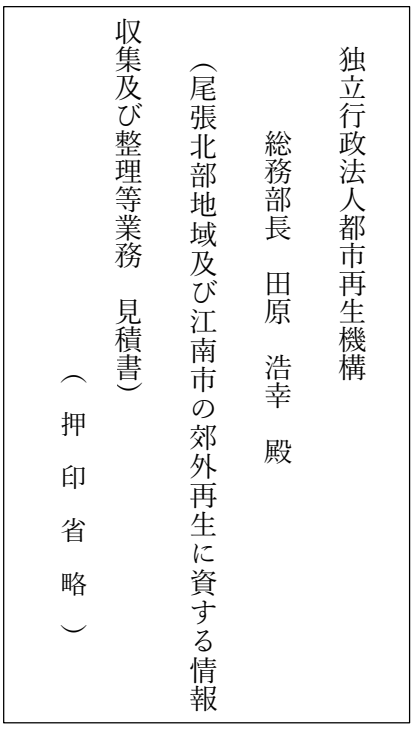
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：

※２　連絡先（電話番号）１：

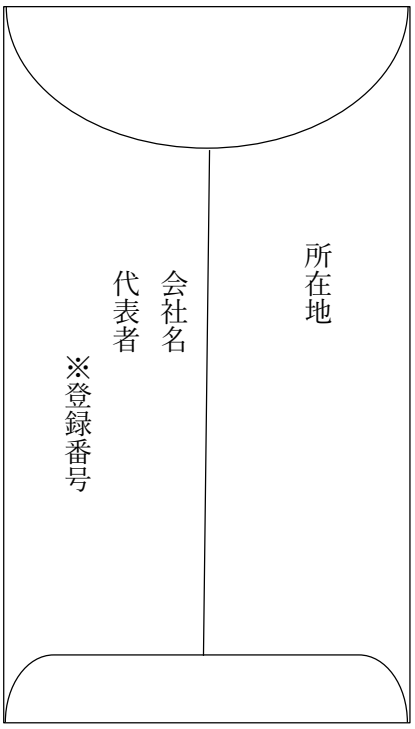
連絡先（電話番号）２：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

表



裏



※ HP 又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

※ 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

別紙

請　　書

1　業務名　尾張北部地域及び江南市の郊外再生に資する情報収集及び整理等業務
2　履　行　場　所
3　履　行　期　間　　契約締結日の翌日から令和８年12月18日まで
4　請 負 代 金 額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

上記業務をお請けするについては、次の条項を承諾の上、確実に履行いたします。

令和　８年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
総務部長　田原　浩幸　殿

受注者　住　所
氏　名　　印

第１条　受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の履行期間内に頭書の業務を完了しなければならない（以下、契約名称、履行期間及び請負代金額については、「頭書の」を省略する。）。
第２条　受注者は、この契約締結後14日以内に実施日程表を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の承諾を得た場合は、この限りでない。
第４条　受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括し、又は業務の主体的部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。
第５条　受注者は、業務の履行、履行場所の管理その他業務に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。
第６条　受注者は、使用する材料のうち、調合を要するものについては監督員の立会を得て

調合したものを使用しなければならない。

第７条　受注者は、業務の履行が仕様書等に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。

第８条　受注者は、業務に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく、履行期間の延長について協議しなければならない。

２　機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。機構は、その履行期間の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第９条　受注者は、前条以外の事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、遅延日数につき請負代金額の年（365日当たり）３パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

２　機構の責めに帰すべき理由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第10条　受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

２　機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。

３　前項の場合において、検査に通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

４　機構は、第２項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

５　機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

６　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第11条　発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しをした日から１年以内に発注者から受注者への通知があった場合に限り、無償で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第12条　業務内容若しくは履行期間の変更又は業務の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第13条　受注者は第11条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

第14条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。